

聖籠町告示第五十七号

聖籠町地域包括支援センター運営協議会設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十三年七月八日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町地域包括支援センター運営協議会設置要綱の一部を改正する告示

聖籠町地域包括支援センター運営協議会設置要綱（平成十八年告示第二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第百十五条の三十九」を「第百十五条の四十五」に改める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。